

地方交付税法等の一部を改正する法律の 施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令

平成24年3月
総務省自治財政局

1. 省令の概要

地方交付税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、総務省関係省令について所要の改正を行うもの。

(1) 宝くじ関係

- ・ 当せん金付証票法施行規則（昭和60年自治省令第20号）の一部改正
当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第4項の総務省令で定める記録を、磁気ディスク（これに準ずる物を含む。）をもって調製するファイルに記録されたものと定める等、所要の規定の整備を行う。

(2) 臨時財政対策債関係

- ・ 地方財政法第33条の5の2第1項の額の算定方法を定める省令（平成13年総務省令第109号）の一部改正
市場公募地方債等の年間平準発行のため、臨時財政対策債発行可能額のうち的一定部分について、普通交付税の額の決定前においても起債可能とするよう、所要の規定の整備を行う。

(3) その他、所要の規定の整備等

- ・ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第8条第1項の徴収金等の範囲を定める省令（平成23年総務省令第46号）の廃止
- ・ 地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）の一部改正

2. 施行期日等

公布：平成24年3月31日 施行：平成24年4月1日（いずれも予定）

（地方交付税法等の一部を改正する法律の公布日及び施行日と同日）